

# (一社) 日本マリン事業協会本部開催イベントのガイドラインについて

(改定：令和5年2月21日)

2023年2月21日

(一社) 日本マリン事業協会

## I. 主旨

本ガイドラインは、(一社) 日本マリン事業協会の本部が主催する「ジャパンインターナショナルボートショー」等のイベント開催に関するガイドラインとする。

## II. ガイドラインの考え方のポイント

令和5年2月10日付け事務連絡で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事宛に、基本的対処方針の変更、イベントの開催制限、施設の使用制限等の係る留意事項等について提示されました。以下の内容については、その中から抜粋した資料となります。

### 1. 催物の開催制限

#### (1) 特定都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア)基本的対処方針三(5)1)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。特定都道府県は、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベント(開催される施設等の種類を問わない。以下同様とする。)の開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

①感染防止安全計画(以下、「安全計画」という。安全計画の概要等については、「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その10)」(令和5年2月10日事務連絡)を参照されたい。)を策定し、都道府県による確認を受けた場合

□ 人数上限10,000人かつ収容率の上限を100%とする。

□ さらに、別途定める対象者に対する全員検査(以下「対象者全員検査」という。対象者全員検査については「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和4年1月7日変更)における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」(令和4年1月7日事務連絡)等を参照されたい。)を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。

□ なお、対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限(緊急事態措置区域においては10,000人)を超える範囲の入場者とする。

#### ②それ以外の場合

□ 人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%(大声あり。大声ありの定義等については1.(4)ウ.を参照されたい。)又は100%(大声なし)とする。

□ なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、特定都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスク(不織布マスクを推奨。

以下同じ。)の着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと等について、イベント主催者等に周知すること。

## (2) 重点措置区域である都道府県

### ア. イベントの開催制限の目安等

(ア)基本的対処方針三(5)2)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。都道府県は、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベントの開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合

□ 人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。

②それ以外の場合

□ 人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)とする。

□ なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと等について、イベント主催者等に周知すること。

また、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うものとする。

## (3) その他の都道府県

### ア. イベントの開催制限の目安等

(ア)基本的対処方針三(5)3)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。都道府県は、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベントの開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合

□ 人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。

②それ以外の場合

□ 人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。

□ この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけること。また、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底等を行うものとする。

感染状況に応じたイベント開催制限等について 別紙 1

		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
	収容率上限 (注2)	100%	
重点措置 区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注5）	原則要請なし（注5）
	人数上限(注2)	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注6）	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%

- ※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能  
 (注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）  
 (注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）  
 (注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする  
 (注4) 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提  
 (注5) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能  
 (注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

イベント開催等における必要な感染防止策 別紙 2

3月13日以降、イベント主催者等は出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスク着用」を働きかける必要がなくなる。

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
<p>①飛沫感染対策</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底</p> <p>※適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。</p> <p><input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p>	<p>⊖ マスクを着用しない者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施</p> <p>▪ マスクを着用しない者の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）</p> <p>▪ 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底</p> <p>○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導</p> <p>○ 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導</p>
<p>②エアロゾル感染対策</p> <p><input type="checkbox"/> 機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <p>* 必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）</p> <p>* 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け</p> <p>* 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70%</p> <p>* 屋外開催は除く</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】</p> <p><input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○ 各施設の設備に応じた換気</p> <p>・ 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気</p> <p>・ 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施</p> <p>・ 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス</p> <p>⊖ マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>

※取消線部分は3月13日以降のイベントにおいて適用する内容

イベント開催等における必要な感染防止策 別紙2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
<b>(1) 感染経路に応じた感染対策</b>	
<b>③接触感染対策</b> <input type="checkbox"/> イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 <input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	<input type="checkbox"/> 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 <input type="checkbox"/> アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ <input type="checkbox"/> 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
<b>(2) その他の感染対策</b>	
<b>④飲食時の感染対策</b> <input type="checkbox"/> 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用等）の周知	<input type="checkbox"/> アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ <input type="checkbox"/> 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 <input type="checkbox"/> 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）
<b>⑤イベント前の感染対策</b> <input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	<input type="checkbox"/> 体制構築の上、検温・検査の実施 <input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備

※取消線部分は3月13日以降のイベントにおいて適用する内容

イベント開催等における必要な感染防止策 別紙2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
<b>2. 出演者やスタッフの感染対策</b>	
<b>⑥出演者やスタッフの感染対策</b> <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 <input type="checkbox"/> 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施	<input type="checkbox"/> 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康アプリの活用等による健康管理</li> <li>・出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施</li> <li>・発熱等の症状がある者は出演・練習を控える</li> <li>・練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等</li> </ul> <input type="checkbox"/> 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避</li> <li>▶舞台士等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保</li> <li>▶本番前後でのマスクの適切な着用</li> <li>・イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ</li> </ul> <input type="checkbox"/> ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

\*取消線分は3月13日以降のイベントにおいて適用する内容

尚、本ガイドラインの内容は、今後の対処方法の変更の他、新型コロナウイルスの感染地域における動向や専門家の意見等を踏まえ、必要に応じて適時改訂を行うものとします。

### Ⅲ. J I B S 「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止ガイドライン

#### ① 管轄都道府県の「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止ガイドラインの方針に従う。

- ・開催や実施にあたっては、早い段階で開催地や施設が所在する都道府県のイベント担当課やコロナ対策部署等への相談をおこなう。
- ・三つの密を避けること、人と人との距離の確保、**マスクの着用（3月13日以降開催イベントでは見直し）**と十分な喚起に基づく行動を取入れる。

#### ②ボートショー関係者の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」

ボートショー関係者とは、主催者、外注先スタッフ、講演者他、出展者及び関係者までを対象とする。

- ・日常の健康管理と対処方針

**陽性者の場合、管轄行政の自宅療養解除基準でない方及び当日熱がある方は来場をお断りします。**

各出展者様においてボートショー関係者の健康管理は実施する。。

- ・ボートショー関係者は、マスクの常時着用と入口・施設内での手洗いや手指消毒の励行と周知徹底をおこなう。（搬入・開催期間中・搬出）
- ・事務局控室、応接・会議室、各出展者ブース内控室の利用と休憩、昼食等の注意と管理  
屋内会議室・応接室等の場合、目安として**定員以内（できれば80%以内）**の人数で利用する。また窓がある場合は窓を開けて換気をする。  
ドアノブやテーブル、椅子の背もたれ等の高頻度接触箇所の消毒・清掃を定期的におこなう。
- ・人と人との間隔は、**適切な間隔をとる。（できれば1m）**

#### ② 展示会の上限人数の管理と来場者の名簿管理

- ・展示会の上限人数は、令和5年2月10日付け基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等の係る留意事項について方針にそって開催する。

#### ④ボートショー運営・管理に関する感染防止対策

##### （計画時）

- ・屋内ホールや屋外施設管理者と事前に感染防止策について相談し、先方のガイドラインも考慮した計画を立案する。
- ・展示会全体の計画をする際には、感染防止の観点から、出展者や来場者が密になりにくいレイアウトプランの立案をおこなう。また屋内ホール内では、人と人との間隔は適切な距離（**できれば1m**）を確保する。
- ・上限人数管理については、③で詳細記載。
- ・すべての期間を通じボートショー関係者及び来場者へのマスクの着用と手洗い消毒、人との間隔（最低1m）をとることの周知徹底と励行をする。
- ・受付等待機列が予想される場所に、目印の設置（**できれば1m**）と誘導の体制を検討する。

##### 【出展者に促すべき対策】

- ・感染防止の観点から、来場者が密になりにくいレイアウトプランの立案をおこなう。
- ・顧客を招待する際に会場での検温、**マスク着用推奨**と会場及び展示艇への入場制限の可能性の周知をおこなう。
- ・受付等待機列が予想される場所に目印の設置（**できれば1m**）を検討する。
- ・受付など飛沫感染防止・接触感染防止としてアクリル板などの設置またはそれに準ずる**感染防止策の実施を推奨する。**

## (出展案内・お客様の誘致と対応準備)

- ・出展マニュアルには、ブースで飛沫感染や接触感染が起こらないよう、説明員他関係者のマスク着用を徹底するほか、受付・展示艇等待機列が予想される場所に、目印の設置や誘導をおこなう。また人と人の距離を確保できない場合などで必要な場合は、アクリル板など感染防止策を取る旨や入場前の検温や入場制限の可能性などを記載する。
- ・展示会案内 WEB にて展示会来場の際の注意事項（**マスク着用推奨**・手洗い消毒・人との距離）と検温があること旨を告知する。
- ・屋内/屋外各会場で、入場制限の可能性があることの事前説明と展示会案内 WEB でその旨を告知する。
- ・チケット販売については、当日支払うこととなる場合、キャッシュレス決済の導入を検討する。
- ・会場入場前に検温ができる仕組み作り検討する。
- ・展示ホール内に仮設で休憩所・ラウンジなど設置する場合、ベンチのみの簡易な休憩所を除き、主な場所に消毒液を設置するよう努める。

## 【出展者に促すべき対策】

- ・来場者の密の発生を抑えるよう通常よりスペースに余裕を確保する。
- ・出展者関係者の体調管理の徹底とマスク着用、手洗い・手指の消毒の周知と励行をおこなう。
- ・各出展者は、搬入、会期中、搬出まで関係者の健康管理に留意する。（自社関係者、外注スタッフ、施工・運送他関係者も含む）
- ・自社ブースで使用するマスク、消毒液を用意する。また説明員として参加するスタッフの業務に必要な防護具（マスク）の検討し配布する。
- ・受付や展示艇等待機列が予想される場所に目印の設置（できれば1 m）と誘導等おこなえる人員をあてる。
- ・受付や商談エリアで来場者と対面になるレイアウトの場合は、必要に応じてアクリル板などの設置を推奨する。
- ・出展品等の接触感染防止のため、出展製品等の手の接触が多い場所の定期的な消毒と手が触れにくいような工夫をする。
- ・出展者ポータル案内 WEB では、お客様に協力をお願いする事項（⑤に詳細参照）の掲載を推奨する。

## (搬入・搬出)

- ・屋内/屋外の搬入準備と撤収作業で密にならない工夫を検討し実施する。  
搬入作業と撤収作業は、出展者の一斉作業を避け各出展者ごとの作業時間をずらすか間隔をとる。
- ・マスク着用のチェックと未着用者へ着用依頼の実施をする。（B S関係者・施工業者・運送業者など）
- ・屋内ホール内空気循環のため搬入出口の常時開放をする。
- ・施工中に密防止について必要に応じて管内アナウンスをおこなう。
- ・来場者むけに展示ホール入口にサイン設置（**マスク着用推奨**・手洗い消毒励行・人との間隔等）
- ・チケット販売場所・入場受付等待機列が予想される場所に目印の設置（できれば1 m）
- ・展示ホール入口、屋外会場に消毒液を設置しB S関係者・施行者などに手洗いと手指の消毒を励行する。
- ・屋外会場の各テント設置は、隣のテントとの**適切な**距離をとり、換気をよくする。
- ・イベントの席の設置の距離は適切な間隔をとる。
- ・入場入口で、簡単に来場者の検温が実施できるようにする。
- ・入場受付や展示ホールの主要置き場所に、来場者用の手指消毒剤を設置する。

## 【出展者に促すべき対策】

- ・マスク着用と頻繁な手洗い、手指の消毒をするよう徹底。
- ・自社ブース搬入開始前には特にドアノブ、棚、レジ、テーブル、椅子の背もたれ等の清拭消毒をおこなう。

また搬入完了時にブース内の展示品、共有物品や人の手が触れるものの清拭消毒をおこなう。

- ・受付や展示艇等待機列が予想される場所に目印の設置（できれば1 m）と手指消毒剤を設置する。
- ・自社ブースで出たゴミは、極力持ち帰るよう手配する。

### （会期中）

- ・屋内/屋外各会場の想定最大入場者数を設定し確保できない場合は、入場制限をかけ順次案内できるようにする。時間帯で入場者数と退館者数のカウントがおこなえる仕組み・体制で実施する。
- ・来場チケット販売受付、入場受付待機列の管理・誘導をおこなう。（できれば1 m）
- ・展示ホール/屋外会場の入口に、来場者への注意事項のサイン設置（マスク着用推奨・手洗い消毒励行・人との間隔等）と管内アナウンスで注意喚起をおこなう。
- ・入場受付（屋内/屋外会場）で来場者に対し検温を実施する。（37.5度以上の場合は、感染疑い時対応マニュアルに記載した手順で対応し入場をお断りする。）
- ・展示ホール/屋外会場入口及び主催者がホール・会場内に設置した休憩所などにアルコール消毒液を設定し来場者に入場時の手指消毒の徹底とホール内・屋外会場に滞在中の頻繁な手洗いと手指消毒の励行。定期的な見回りによる残量確認と補充及びテーブル・椅子の清掃をおこなう。

### 屋内ホールでの注意事項

- ・お客様、関係者は、新生活様式の対応を徹底する。
- ・お客様へのコロナ対応サインの設置をおこなう。
- ・許容率の制限（国及び管轄県の方針）で、入場制限をおこなうことができるよう管理する。
- ・入口で検温チェックをおこなう。
- ・密になりにくいレイアウト、見学コース計画する。
- ・屋内展示ホール内空気循環のため、運営・安全面で支障がない範囲で搬入・出口シャッターを開放する。
- ・屋内ホール内は、可能な限り対面にならない通行方法の工夫をする。
- ・待機列の目印の設置（混雑が予想される場所）やイベントブースの椅子等の間隔はできれば1 mとする。
- ・展示艇の見学人数は、定員以内（できれば80%）とし、窓を常時あけ換気をおこなう。
- ・手の接触が多い場所は、定期的にアルコール消毒をおこなう。（各出展社にて実施）
- ・説明で対面になる場合や清算場所等については、出展社へアクリル板等の対応を推奨する。
- ・出展者が大声で呼びこみはしない。

### 屋外会場（マリーナなど）での注意事項

- ・お客様、出展関係者は、新生活様式の対応を徹底する。
- ・お客様へのコロナ対応サインの設置をおこなう。
- ・許容人数規模を想定して入場制限をおこなうことができるよう管理する。（管轄県と相談）
- ・入口で検温チェックをおこなう。
- ・密になりにくいレイアウト、見学コースと各テントブースのテントの換気をよくする。
- ・栈橋内他の通行方法は可能な限り対面にならないようにする。
- ・待機列の目印の設置（混雑が予想される場所）やイベントブースの椅子等は適切な間隔とする。
- ・展示艇の見学人数は、定員以内（できれば80%）とし、窓を常時あけ換気をおこなう。
- ・手の接触が多い場所は、定期的にアルコール消毒をおこなう。（各出展社にて実施）
- ・説明で対面になる場合や清算場所等については、出展社へアクリル板等の対応を促す。
- ・出展者が大声で呼びこみはしない。

各種セミナー・体験乗船等の対応について

- ・講演者や司会者は、マスク着用で、聴講最前列の距離は、飛沫到達距離である2 m程度あけることを推奨する。
- ・各種セミナー等の順番待ちでは、人と適切な間隔（できれば1 m）がとれるようにする。距離をおいて並べるよう目印の設置や誘導等をおこなう。
- ・各種セミナー等の椅子等は、適切な間隔をあける。
- ・体験乗船は、事前予約とし、乗船人数の目安は定員以内（できれば80%）とする。またキャビン付ボートは、窓を常時あけ換気をおこなう。
- ・船内の椅子背もたれ、ハンドレール等高頻度接触部位は、定期的に清掃・消毒をおこなう。またライフジャケットも毎回消毒をおこなう。

併催イベントの対応について

- ・密になりにくいレイアウトの工夫をするのと屋外会場のテント内では換気をよくする。
- ・上記各種セミナーなどの対応に準じる。

#### 【出展者に促すべき対策】

- ・スタッフ全員（屋内/屋外会場）のマスク着用の徹底とまめな手洗い・手指消毒の励行の周知実施をする。また商談時や説明時などを含め大声で会話や呼び込みを控える。
- ・出展社でボートショー関係者の体調管理は実施する。
- ・自社ブース受付（屋内/屋外会場）などにアルコール消毒液を設定する。また来場者へ手洗い・手指消毒を推奨し、消毒液の残量確認と補充をおこなう。
- ・屋内/屋外会場の各ブース内では、余裕があるレイアウトとし人と人の間隔（できれば1 m）をあける。
- ・受付など来場者と近距離で対面する場所には、飛沫感染防止・接触感染防止として、アクリル板などの設置またはそれに準ずる感染防止策を推奨する。また屋外各ブースのテントは換気をよくする。
- ・受付や展示艇等（屋内/屋外会場）待機列の目印設置など管理・誘導をおこなう。（できれば1 m）
- ・自社ブース（屋内/屋外会場）の高頻度接触部位（出展製品、展示艇内のハンドルやレール、椅子等、テーブル、椅子、タブレット、タッチパネル、棚、ドアノブなど）は、各社にて責任をもって毎日定期的に消毒・清掃をおこなう。
- ・展示艇（屋内/屋外会場）のキャビン内は、窓を開けて 人と適切な間隔（できれば1 m）がとれる人数とする。
- ・展示艇（屋内/屋外会場）の見学時間/見学者者の制限をおこなう。  
目安として定員以内（できれば80%）と1隻15分以内の見学とする。←
- ・各社アンケートを取得する時、筆記具の定期的な清掃をおこなう。

#### ⑤「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」として、お客様（来場者）に協力を要請する事項

以下のお客様へのお願い事項を事前にHP等で告知する、また会場のお客様へのお願い事項の配布と主要な場所に同内容の掲示をすることで感染防止策を実行する。

- ・陽性者の場合、管轄行政の自宅療養解除基準でない方及び当日熱がある方は来場をお断りします。
- ・こまめな手洗いとアルコール等による手指の消毒をおこなう。
- ・展示場等（イベント会場）入り口における体温計測へのご協力。
- ・マスク着用推奨と人と適切な間隔をとる（できれば1 m）。



- ・屋内/屋外会場の入場制限と展示艇内の見学時間・見学数の制限のご理解と待ち列の人との距離（できれば1 m）をとっていただくこと。
- ・飲食コーナーについては、コロナ対策飲食の基準に基づいた対応の協力をお願いします。  
食事中大声で会話しない。手指消毒の徹底、密をさけ人と人とは適切な間隔をとる。
- ・感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。

#### IV. 全般的な事項について

- ・障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮する。
- ・飲食コーナーについては、コロナ対策飲食の基準に基づき運営をする。
- ・各事項が遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認ができる体制をとる。
- ・マリーナのロビー他施設で密にならないよう工夫する。
- ・ごみを廃棄する際に、鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する